

## 新旧対照表

【通関業法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第105号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第2章 通関業</p> <p>第1節 許可</p> <p>（変更等届出手続）</p> <p>12-1 法第12条に規定する変更等の届出の手続は、次による。</p> <p>変更等の届出は、「通関業の許可申請事項等の変更届」(B-1140)により行う。ただし、同条第1号の規定による法第4条第1項第3号に掲げる事項に係る変更の届出にあっては、後記22-1の「従業者等の異動（変更）届」により行う。</p> <p>なお、上記の届出には、その変更内容に応じ令第1条第2項及び前記4-2に規定する添付書類を添付することとし、これを受理したときは、直ちに前記3-9の「通関業者台帳」を訂正する。</p> <p>法第12条に規定する変更等の届出を行う必要がある場合（当該変更等の届出が上記 ただし書きの規定に係るものである場合を除く。）であって、当該通関業者が関税法第79条の2に規定する認定通関業者である場合には、上記 の規定にかかわらず、法第12条第1号の規定に基づく届出は、関税法施行令第69条第5項の規定に基づく認定内容の変更の届出と併せて「特例輸入者・特定保税承認者・特定保税運送者・特定輸出者・認定通関業者承認・認定内容変更届」(C-9030)により行う。</p> <p>法第12条第1号の規定による法第4条第1項第1号又は第5号に掲げる事項に係る変更の届出を二以上の税関長に対して行うときは、当該二以上の税関長のいずれか一の税関長に必要部数の変更届を提出することにより行う。</p> <p>なお、上記の変更届の部数にかかわらず、上記 に規定する添付書類は1部として差し支えない。</p> <p>上記 の規定に従い、いずれか一の税関長に対して変更届を提出する</p>	<p>第2章 通関業</p> <p>第1節 許可</p> <p>（変更等届出手続）</p> <p>12-1 法第12条に規定する変更等の届出の手続は、次による。</p> <p>変更等の届出は、「通関業の許可申請事項等の変更届」(B-1140)又は「特例輸入者・特定保税承認者・特定保税運送者・特定輸出者・認定通関業者承認・認定内容変更届」(C-9030)。関税法第79条の2に規定する認定通関業者について、住所若しくは居所又は氏名若しくは名称に変更があった場合に限る。)(下記 及び において単に「変更届」という。)により行う。ただし、同条第1号の規定による法第4条第1項第3号に掲げる事項に係る変更の届出にあっては、後記22-1の「従業者等の異動（変更）届」により行う。</p> <p>なお、上記の届出には、その変更内容に応じ令第1条及び前記4-2に規定する添付書類を添付することとし、これを受理したときは、直ちに前記3-9の「通関業者台帳」を訂正する。</p> <p>法第12条第1号の規定による法第4条第1項第1号又は第5号に掲げる事項に係る変更の届出を二以上の税関長に対して行うときは、当該二以上の税関長のいずれか一の税関長に必要部数の変更届を提出することにより行う。</p> <p>なお、上記の変更届の部数にかかわらず、上記 に規定する添付書類は1部として差し支えない。</p> <p>上記 の変更届の提出を受けた税関長は、直ちに他のあて先税関長</p>

## 新旧対照表

【通関業法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第105号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>場合において、当該変更届の提出を受けた税関長は、直ちに他のあて先税関長に当該変更届及び添付書類の写し（変更内容が確認できるものに限定して差し支えない。）を送付する。</p>	<p>に、当該変更届及び添付書類の写し（変更内容が確認できるものに限定して差し支えない。）を送付する。</p>
<p><u>上記の変更届の提出先は、各税関通関業監督官部門とし、認定事業者管理官部門に提出する必要はないものとする。通関業監督官部門は、変更届が提出された場合（当該変更届が上記の規定により他の税関から送付された場合を含む。）には、当該変更届の写しを認定事業者管理官部門に直ちに送付する。</u></p>	
<p>（通関業務に関する帳簿の取扱い等） 22-1 法第22条の規定の適用については、次による。</p>	<p>（通関業務に関する帳簿の取扱い等） 22-1 法第22条《記帳、届出・報告等》の規定の適用については、次による。</p>
<p>及び（省略） 第2項により通関業者が通関士その他の通関業務の従業者の氏名及びその異動を届け出る場合には、「従業者等の異動（変更）届」（B-1180）による。この場合において、当該通関業者が認定通関業者である場合には、前記12-1の規定に準じて取り扱うこととし、認定事業者管理官部門は、当該変更届の写しを当該認定通関業者を認定した税関の認定事業者管理官部門に直ちに送付する。</p>	<p>及び（同左） 第2項により通関業者が通關士その他の通關業務の従業者の氏名及びその異動を届け出る場合には、「従業者等の異動（変更）届」（B-1180）による。</p>
<p>なお、届出に係る通關士その他の通關業務の従業者（新たに置かれた場合に限り、当該通關業者の同一税關の管轄区域内の他の営業所の通關業務に従事する通關士その他の通關業務の従業者であった者を除く。）に派遣労働者が含まれる場合の手続は、前記4-2のに準ずるものとする。</p>	<p>なお、届出に係る通關士その他の通關業務の従業者（新たに置かれた場合に限り、当該通關業者の同一税關の管轄区域内の他の営業所の通關業務に従事する通關士その他の通關業務の従業者であった者を除く。）に派遣労働者が含まれる場合の手續は、前記4-2のに準ずるものとする。</p>
<p>（省略）</p>	<p>（同左）</p>